

グリーンファイナンスと企業の情報開示の在り方に関する 「TCFD研究会」について

1. 概要

【背景】

- 平成 27 年のパリ協定の合意に伴い、気候変動を取り巻く情勢は大きく変化している。ESG 投資の拡大に伴って、ESG 要素に関する企業の情報開示を求める投資家等の動きが広がっているところ。特に、G20 の指示で金融安定理事会（FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）を中心に、気候変動に関する企業の取組に係る情報開示の国際ルール化が進んでおり、投資家等からのグローバルな要請が高まっている。
- 加えて、国内においても、平成 30 年 6 月 4 日に開催された未来投資会議において「従来型の規制ではなく、情報開示・見える化を進めることで、グリーンファイナンスを活性化する」との総理発言があり、情報開示を通じたグリーンファイナンスの活性化が日本の長期戦略の検討における柱の一つとして位置付けられているところ。

【目的とアウトプット（イメージ）】

- こうした状況を踏まえ、日本企業においても、TCFD 提言に対し、各社の特徴を踏まえつつ、気候変動関連の取組等に係る情報を開示することが求められている。
- TCFD 提言では、企業の持続可能な成長を図っていく上で、気候変動問題に対してどのように向き合っていくのかという企業経営者の戦略等を開示することが求められている。そのため、本研究会では、企業の企画担当や財務担当の役員の方々を中心にお集まりいただき、TCFD 提言の意義や、企業が TCFD 提言に対応した情報開示をしていく上での参考となる方策をとりまとめる。
- 本研究会を通じて、企業が TCFD 提言に対応した情報開示を進め、地球温暖化問題に対する日本企業の貢献や強みが国際的に評価されることを期待する。

2. 進め方

- 会議・配布資料は原則公開とし、傍聴については、研究会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。なお、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にする場合がある。
- 議事要旨は、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。